

令和4年度最適化活動の目標の設定等について

①担い手への農地の利用集積・集約化

目 標 ☞集積面積3,153h a (うち新規集積面積366h a)
 活動計画 ☞農業委員によるあっせんや公益社団法人千葉県園芸協会や公益財団法人成田市農業センターが実施する農地中間管理事業への支援を継続し、規模拡大に必要な農地利用集積の促進及びヤミ耕作の解消に努める。

②遊休農地の解消

目 標 ☞遊休農地の解消面積55h a (令和3年度の利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地が277h aあり、そのうちの20%の解消を目指す。)
 活動計画 ☞農地利用最適化推進委員が担当地区の全農地について現況確認作業を実施する。特に過去の調査で遊休農地となっていた農地については、重点的に現況確認を実施する。今年度より利用状況調査の結果により判明した全遊休農地について、利用意向調査を実施していく。

③新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

令和3年度の新規参入者 ☞7経営体 5.3h a
 過去3か年の権利移動面積 ☞平均 496h a (3条と利用権の権利移動)
 活動計画 ☞昨年度も、新型コロナウイルスの影響で、研修等が思うように実施できなかった。今年度は昨年度以上に研修会等を実施し、農地に関する知識を身に付け、地元の会議等にも積極的に参加していく。

④最適化活動の目標

委員1人当たりの活動日数を、6日/月以上と定め、利用状況調査を行う8月から10月を活動強化月間とし、遊休農地の解消、違反転用防止パトロールの実施、農地の意向調査を積極的に行うことを目指します。



農業者年金の詳細な内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。
独立行政法人農業者年金基金
 ☎03-3502-3942(企画調整室)

編 集 後 記

私の住む地域では開発が進み、最近まで作付けされていた畑が、いつの間にか造成されて新しい家々が建ち並んでいます。このような情景はあちらこちらで見られます。

親から受け継いだ農地を守ることは、安定した農業経営が出来ないと大変です。高齢化で体力も不安。毎年のように自然がもたらす異常気象。コロナの影響で消費にも変化など、問題点だらけです。それでも、こうして種まきから収穫・出荷により農地が青々と息づいて、汗水流して頑張れるのは、命を継ぐ大切な食料を自分の手で育てている、という自信があるからだと思います。さて、私は農業委員になって、最新の情報を知ろうと、「全国農業新聞」をよく読んでいます。ドローンを利用したのサツマイモ畑の薬剤散布の記事を見て、農業は日々進化していることを実感しました。これからの農業は、ITを利用した科学的かつ新しい技術が様々な分野に取り入れられ、問題点の解消にも繋がるのではないかと思います。無限の可能性のある農業を、次の世代に引き継げる「人と農地」を、しっかり守っていききたいものです。

編集委員 森川 光江

成田市 農業委員会だより



発行/成田市農業委員会
 編集/成田市農業委員会だより編集委員会
 電話/0476-20-1573
 第59号 令和4年10月15日発行



イネホールクroppサイレージ (稲WCS) とは、稲の穂と茎葉を丸ごと刈り取り、ロール状に成型したものをフィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料です。

牛のえさとなるトウモロコシなどの配合飼料は海外からの輸入が多く、円安や原油高などのおりを受け高騰していますが、現在、食の安全性などから国内生産される稲WCSが特に注目されています。稲WCSのメリットは、基本的な栽培技術が主食用水稲と同じで機械がそのまま利用でき取り組みやすいことです。さらに、国の経営所得安定対策の戦略作物としても推進されています。

下総地区では、以前より畜産農家が主体となって稲WCSに取り組んでおり、令和2年度には、地域の水稻農家が中心となり、「下総WCS推進協議会」が立ち上げられ、今年度は約90haの稲WCSが作付けされました。地元畜産農家と連携し、稲WCSの提供を受けた圃場には堆肥を投入する循環型農業を実施しております。堆肥を入れることにより、地力の増進と化学肥料の低減が図られ、今後益々稲WCSの作付け拡大が期待されます。

利根川沿線を走行していると白いフィルムでラッピングされ、牛舎わきに積み上げられた円筒形の稲WCSを見かけます。これからの新しい秋の風物詩となりそうです。

遊休農地利用意向調査の変更点

遊休農地とは？

- ・過去1年以上作物の栽培が行われておらず、維持管理（今後の耕作に向けて草刈り、耕起等、農地を常に耕作し得る状態に保つ行為）が適切に行われていない農地。
- ・低利用もしくは不作付け農地のうち、保全管理を行わず、かつ、周囲の農地の状況と比較した際に農業上の利用の程度が低い農地。

遊休農地利用意向調査とは？

年1回の農地調査をした際に、雑草や雑木が生えているなどしていた場合、行っている調査です。

調査目的は、

- ①遊休農地を今後どのように利用していくかの意向確認
- ②現地調査の結果が誤っていないかの確認

上記2点があげられます。



変更点

この度、農林水産省によって上記の調査に関する通知が改正され、調査対象者が変更されました。

変更点：以前に意向調査をしたことのある方にも毎年調査書を送付することになりました。

これまでは農地中間管理機構（農地の出し手と受け手を仲介する公的機関）が仲介する要件に適合しないと判断した農地は、翌年度以降は調査の対象外としていました。

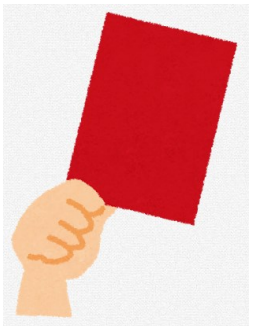
しかし、この度の改正によって、遊休農地を所有している方に対しては、毎年意向調査を送付することとなりました。

ご負担をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。

農地の所有者を含め

違反転用者には厳しい措置が！

県と農業委員会が工事の中止等勧告・命令し、元の農地に復元させることがあります。また、懲役などの罰則に処されることがあります。



違反転用の罰則

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金) が科される可能性があります。

農地転用とは？

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」です。つまり農地の形状を変更して、住宅、工場、商業施設、道路等にすることです。また、農地の形状を変更しない場合でも、資材置場、駐車場のように耕作目的以外に使用することも含まれます。

農地転用をするには、県知事の許可（市街化区域内では届出）が必要です。

農地転用の手続きは？

農地転用は県知事の許可が必要であり、申請書は農業委員会に提出していただきます。

申請書の受付は毎月21日～25日です。

土地の区分によって許可の方針が異なりますので、農地転用をお考えの場合は、事前に農業委員会にご相談ください。

申請から許可までには早くてもおよそ2カ月の期間を要しますので、転用を計画される場合は早めの手続きをお願いします。

なお、農地法以外にも農振法や都市計画法等の規制を受ける場合があります。この場合には、他法令の許認可等が得られない限り農地転用の許可を受けることはできません。

また、市街化区域内の農地の場合は、許可は不要ですが、着手の1カ月前までに届出が必要です。届出は随時受付けておりますが、受理通知の交付までには1週間程度の期間を要します。

農地は狙われています。
安易に土地の提供を行うと…。



- 「資材置き場にさせてください」と言われ、結果、廃棄物の山積み…
- 「無料で畑を使い易くしてあげます」と言われ、結果、産廃を埋められる…

こんな悪質なケースも発生しています。